

# 美作大学大学院学則

2026. 4. 1

# 美作大学大学院学則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 美作大学大学院は、学部教育の基礎の上に、高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、併せて高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、人格を陶冶し、文化の進展及び生活の向上に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、本大学院の目的を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動について自ら定期的に点検・評価を行うこととする。
- 2 自己点検・評価委員会の構成、運営については、別に定める。
- 第 3 条 本大学院は、美作大学大学院と称する。
- 第 4 条 本大学院は、岡山県津山市北園町 5 0 番地に置く。
- 第 5 条 本大学院に修士課程を置く。

## 第 2 章 標準修業年限、研究科及び収容定員

- 第 6 条 本大学院の標準修業年限は 2 年とする。なお、4 年の在学期間を超えることはできない。
- 2 学生は、標準修業年限を超え前項に定める在学期間の範囲内において、計画的に教育課程を履修する長期履修学生となることができる。長期履修学生に関する事項は、美作大学大学院長期履修規程に定める。
- 第 7 条 削除
- 第 8 条 削除
- 第 8 条の 2 削除
- 第 9 条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科	専攻	課程
生活科学研究科	生活科学専攻	修士課程
人間発達学研究科	人間発達学専攻	修士課程

- 第 10 条 本大学院に入学させる学生の定員は、次の通りとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
生活科学研究科	生活科学専攻	3 人	6 人
人間発達学研究科	人間発達学専攻	5 人	1 0 人

## 第 3 章 人材養成の目的、教育目標及び 3 つの方針

- 第 10 条の 2 本大学院の専攻毎の人材養成の目的は次のとおりとする。

### 生活科学研究科生活科学専攻

生活科学専攻の食健康科学・機能食材開発分野では、食品と健康の関係の教育研究をベースに、健康の維持・増進へ向けた教育研究を進め、食の安全・衛生・開発に係る専門職、病院や福祉施設等での栄養指導職等の高度の専門的職業人の養成を目的とする。

栄養管理実践分野では、管理栄養士として必要な高度な実践的知識に加え、臨地実習により、栄養ケアマネジメントに必要な専門的知識と実践的・応用的能力の統合へ向けた教育研究により、医療機関や福祉施設等でインシアチブをとることのできる高度な知見と技能を有する管理栄養士等の養成を目的とする。

### 人間発達学研究科人間発達学専攻

人間発達学専攻の発達支援分野では、幼児・児童の心理・発達のメカニズムの研究・解明、それをベースにした発達の支援方法に関わる実践的な教育研究により、心理学的な知識やスキルも備え専修免許を有する小学校・幼稚園教諭、施設や地域における指導的な保育士、児童相談所等の相談指導員等、幼児・児童の発達支援に関しイニシアチブをとることのできる高度な専門的職業人の養成を目的とする。

学校・教育課程開発分野では、学校社会における望ましい人間関係や生徒指導・生活指導に関わる教育研究、学力保証の社会的要請を踏まえた教育方法・教育課程開発に関わる教育研究により、高度な知見と見識を身に付けた専修免許を有する小学校教諭や幼稚園教諭の養成を目的とする。

- 2 本大学院は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力を養成し、地域社会の生活の向上に貢献できる高度の専門性を有する職業等に必要能力を養うことを目標とし、専攻毎の教育目標を次のとおり定める。

#### 生活科学研究科生活科学専攻

生活科学専攻は、生活科学分野において広い視野に立った清深な学識を身につけると共に、食健康科学・機能食材開発及び栄養管理実践の各分野における教育研究により、地域社会の人々の健康の維持・増進を通じ、QOL(生活の質)の向上に貢献できる高度の専門的知見と応用的・実践的技能の修得を目標とする。

#### 人間発達学研究科人間発達学専攻

人間発達学専攻は、発達支援及び学校・教育課程開発の各分野において、保育や教育に関わる共通課題、即ち発達上の諸課題を科学的に探究できる能力と、得られた見識・知見を基礎に、発達支援や学校における教育・生徒指導充実のために必要な高度な応用的・実践的技能の修得を目標とする。

- 3 本大学院のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーは別に定める。

## 第4章 学年及び休業日

- 第11条 本大学院の学年・学期及び休業日に関する事項は、美作大学学則第2章の規定を準用する。

## 第5章 教育課程

- 第12条 大学院の教育は、所定の授業科目の授業及び学位請求論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

- 2 本大学院の授業科目及びその単位数は、別表のとおりである。

## 第6章 課程の修了要件

- 第13条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行い、これに合格した者に所定の単位を認定する。ただし、指定された科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を認定することができる。

- 第14条 本大学院の修了要件は、本課程に2年以上在学し、第12条第2項の教育課程別表に掲げる授業科目の単位を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位請求論文の審査に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、本課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、専攻毎の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題

についての研究の成果の審査をもって、修士学位請求論文の審査に代えることができる。

第15条 削除

第16条 学生は、本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む)又はこれに相当する教育研究機関(以下大学院等という)での授業科目を履修することができる。

- 2 前項の他の大学院等で修得した単位は、本大学院における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。なお、本大学院と単位互換に関する協定のある大学院等の授業科目については、別に定める協定書等によるものとする。この項における修得単位及び単位数の取り扱いについては、本大学院履修規程に定める限度内において、本研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

## 第7章 学 位

第17条 本大学院の課程を修了した者に対し、学位規程に基づき修士の学位を授与する。  
2 学位の授与に関する学位規程は、別に定める。

第18条 学位の名称は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	学位名称
生活科学研究科	生活科学専攻	修士(学術) Master of Philosophy
人間発達学研究科	人間発達学専攻	修士(学術) Master of Philosophy

第19条 削除

## 第8章 教職課程

第20条 本大学院の専攻毎に、次の専修教育職員免許状を取得できる。

研 究 科	専 攻	免許状の種類
生活科学研究科	生活科学専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 栄養教諭専修免許状
人間発達学研究科	人間発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状

第21条 専修免許状を取得しようとする者は、研究科授業科目の中から教育職員免許法及び同法施行規則に基づき本大学院で定める単位を修得しなければならない。

- 2 専修免許状の取得に関する規程は、別に定める。

## 第9章 入学・休学・復学・退学・再入学・編入学・転入学・留学及び除籍

第22条 入学は原則として学年の始めとする。

第23条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第24条 削除

第25条 入学は、志願者中より試験により選考のうえ、これを許可する。

第26条 削除

- 第27条 入学志願者又は再入学志願者は、所定の入学願書に、別に定める書類及び入学検定料3万円を添えて提出しなければならない。
- 第28条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の納入金を納めると共に、本学所定の誓約書を保証人連署のうえ、提出しなければならない。
- 第29条 保証人は、年齢30歳以上で独立の生計を営む者でなければならない。  
2 保証人を変更しようとするときは、速やかに届け出なければならない。  
3 保証人が転居したときは、速やかに届け出なければならない。  
4 保証人が長期にわたり不在のときは、あらかじめ相当の代理人を定め、届け出なければならない。
- 第30条 病気その他やむを得ない事由で、引き続き3か月以上修学することができない者は、1年以内休学することができる。  
ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学をすることができる。  
2 休学期間は、通算して第6条に定める修業年限を越えることができない。  
ただし、休学期間は、第6条の在学期間に算入しない。  
3 休学の事由が解消した者は、保証人連署のうえ、所定の用紙により届け出なければならない。
- 第31条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ、所定の用紙をもって願出しなければならない。  
2 他の大学院に転学を希望する場合も、前項と同様退学願を提出しなければならない。  
なお、転学のために退学した者は再入学できない。  
3 正当な事由により退学した者が再入学を願出たときは、選考の上、これを許可することができる。
- 第32条 他の大学院から本大学院へ編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。  
2 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学則32条の4及び本大学院履修規程に定める限度内において、本研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 第32条の2 他の大学院から本大学院に転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。  
2 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学則32条の4及び本大学院履修規程に定める限度内において、本研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 第32条の3 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び学則16条にある科目等履修生を含み他の大学院で修得した単位を、本大学院履修規程に定める限度内において、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。  
2 前項の規定による既修得単位及び単位数の取り扱いについては、本大学院履修規程に基づき、研究科委員会の議を経て学長が決定する。
- 第32条の4 本大学院入学前に、他の大学院在学中に修得していた単位を本大学院の修得単位として認める場合には、この既修得単位および修得期間等を勘案して1年を越えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことができる。ただし本学則14条の特に優れた研究業績をあげたものの在学期間短縮が適用される場合であっても、本大学院における修業年数は1年以上であること。  
2 前項の規定による在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。
- 第33条 学生が留学することにより、外国の大学院等で授業科目の履修を希望する場合は、審査の上、本人の教育上有益であると認めるときに限り、これを許可することができる。

2 留学期間は、1年を越えない範囲で第6条の修業年限に算入することができる。

3 留学に関する規程は、別に定める。

第34条 次の各号の一に該当する者はこれを除籍することができる。除籍された者は、再入学できない。

(1) 学費を滞納し、督促を受けてもなお所定の期日までに納入しない者

(2) 在学期間を満了して修了できない者

(3) 第30条第1項に定める休学期間を越えてなお修学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

第34条の2 学生の入学・編入学・転入学及び再入学については、研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 学生の休学・復学・退学・留学・転学・除籍の手続き及びその他必要な事項については、美作大学学則第30条の2の規定に基づき定める休学・復学・退学等の手続きに関する規程を準用する。

## 第10章 入学金及び学費

第35条 本大学院に入学を許可された者は、入学金25万円を納めなければならない。ただし、本学学部からの入学許可者(含既卒者)については、これを半額とする。

第36条 授業料の年額は70万円、施設設備費の年額は10万円とする。

2 長期履修学生の授業料については、美作大学大学院長期履修規程に定める。

第37条 学費とは、授業料及び施設設備費をいう。

2 学費は、これを2期に分け、所定の期日までに納めるものとする。

ただし、各月分納を願い出たときは、これを許可することができる。この場合は、休業中も所定の期日までに納入しなければならない。

第38条 正当な理由なくして学費を滞納した者に対しては、試験ならびに単位認定をしない。

第39条 期中途中で退学・休学及び他の大学院への転学の場合にも、その期の学費を納入しなければならない。ただし、期を通して休学する場合は、その期の学費を免除する。

第40条 既納の納入金は、理由のいかんを問わずこれを返付しない。

ただし、入学予定者で入学手続き後に入学辞退を申し出た者は、3月末日までに、文書による入学辞退届を提出した者に限り、入学検定料及び入学金を除く既納の納入金を返付する。

## 第11章 教職員組織

第41条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教員とする。ただし、必要とする場合は兼任講師を置くものとする。

第42条 研究科に研究科長を置く。

第43条 研究科に研究科委員会を置き、学長・研究科長・副学長・学部長・教務部長・事務局長及び授業を担当する専任教員をもってこれを構成する。なお、副学長及び学部長は、美作大学学則第38条第2項の規定により、この職を置く場合に限る。

2 学長は研究科委員会の意見を求めた上で、前項に定める構成員以外のものを構成員に加えることができる。

3 委員長は研究科長がこれに当たる。

4 学長が必要と認めた場合は、構成員以外の者が研究科委員会の会議に出席できる

ものとする。

第44条 研究科委員会は、学長が次に掲げる各号について決定を行うに当たり、審議を行い意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するものの他、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める教授会規程を準用する。

第45条 大学院に関する事務は、大学の事務組織がこれに当たる。

## 第12章 褒賞及び懲戒

第46条 本大学院の学生の褒賞及び懲戒に関する事項は、美作大学学則第8章の規定及び別に定める学生懲戒規程を準用する。

## 第13章 研究生・特別研究生・客員研究員・特別聴講学生及び科目等履修生

第47条 本大学院において、学術の研究又は授業科目の聴講又は履修を希望する者に対しては、研究科委員会において認めた者につきこれを許可することがある。

2 研究生、特別研究生、客員研究員、特別聴講学生及び科目等履修生に関する規程は、別に定める。

## 第14章 外国人留学生

第48条 学則第23条第2号の入学資格を有する外国人で本大学院に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第15章 施設等

第49条 本大学院に大学院学生のための研究室を置く。

2 大学院学生は、大学の図書館を使用することができる。

第50条 大学院学生は、大学の保健室、学生食堂、運動施設その他の厚生保健施設を使用することができる。

## 第16章 雑則

第51条 本大学院学則の施行について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

## 附 則

本大学院学則は平成17年4月1日より施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成19年4月1日より施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成20年4月1日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成22年4月1日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、生活科学研究科博士前期課程及び博士後期課程の入学者については、入学時の学則を適用する。

本大学院学則の一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、生活科学研究科博士前期課程及び博士後期課程の入学者については、入学時の学則を適用する。

本大学院学則の一部を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、2021 年 4 月 1 日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、2024 年 4 月 1 日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、2025 年 4 月 1 日から施行する。

本大学院学則の一部を改正し、2026 年 4 月 1 日から施行する。

学則別表

生活科学研究科修士課程

区分	授 業 科 目	必修・選 択の別	単位数	備考
食健康科学・機能食材開発分野	食 環 境 科 学 特 論	選択	2	
	食 健 康 科 学 特 論	選択	2	
	食 品 衛 生 科 学 特 論	選択	2	
	機 能 食 材 科 学 特 論	選択	2	
	応 用 微 生 物 科 学 特 論	選択	2	
	食 品 栄 養 科 学 特 論	選択	2	
	栄 養 制 御 科 学 特 論	選択	2	
	特 別 研 究	必須	10	
栄養管理実践分野	栄 養 教 育 特 論 I	選択	2	
	栄 養 教 育 特 論 II	選択	2	
	臨 床 栄 養 学 特 論 I	選択	2	
	臨 床 栄 養 学 特 論 II	選択	2	
	応 用 栄 養 学 特 論	選択	2	
	特 別 臨 地 実 習 I	選択	4	
	特 別 臨 地 実 習 II	選択	4	
	特 別 臨 地 実 習 III	選択	4	
課 題 研 究 演 習	必須	10		
両分野共通	食 科 学 論 ゼ ミ ナ ー ル	選択	2	
	公 衆 衛 生 科 学 特 論	選択	2	
	公 衆 栄 養 学 特 論	選択	2	
	代 謝 栄 養 学 特 論	選択	2	
	実 践 栄 養 管 理 特 論	選択	2	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ I	選択	2	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ II	選択	2	
	教 職 現 場 実 習	選択	1	
	単 位 互 換 認 定 科 目 I	選択	2	
	単 位 互 換 認 定 科 目 II	選択	2	
合 計			75	

【修了要件】

必修科目を含め 30 単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

人間発達学研究科修士課程

分野	授 業 科 目	必修・選 択の別	単位数	備 考
発達支援分野	心 理 学 研 究 法	選択	2	
	発 達 心 理 学 特 論	選択	2	
	発 達 行 動 学 特 論	選択	2	
	神 經 心 理 学 特 論	選択	2	
	認 知 心 理 学 特 論	選択	2	
	発 達 支 援 特 論	選択	2	
	臨 床 心 理 学 特 論	選択	2	
	身 体 運 動 発 達 演 習	選択	2	
学校・教育課程開発分野	児 童 福 祉 特 論	選択	2	
	教 育 思 想 特 論	選択	2	
	教 育 社 会 学 特 論	選択	2	
	学 習 心 理 学 特 論	選択	2	
	教 育 臨 床 研 究	選択	2	
	学 校 社 会 心 理 学 特 論	選択	2	
	特 別 支 援 教 育 特 論	選択	2	
	生 徒 指 導・生 活 指 導 特 論	選択	2	
	学 校 運 営 特 論	選択	2	
	教 育 課 程 開 発 特 論	選択	2	
	教 育 史 特 論	選択	2	
	教 育 方 法 学 特 論	選択	2	
	教 科 教 育 学 特 論 I	選択	2	
	教 科 教 育 学 特 論 II	選択	2	
	教 育 工 学 特 論	選択	2	
	児 童 文 学 特 論	選択	2	
文 学 特 論	選択	2		
音 楽 教 育 学 特 論	選択	2		
造 形 表 現 特 論	選択	2		
両分野共通	イ ン タ ー ン シ ッ プ I	選択	2	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ II	選択	2	
	教 職 現 場 実 習	選択	1	
	特 別 研 究	必修	8	
合 計			67	

【修了要件】

必修科目を含め 30 単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。